

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者：株式会社 福祉ステーションちえの和

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6年 4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (072-773-5770) (月～金 9:00～17:00)
担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 磯野 寿子
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ちえの和ケアプランセンター
所在地	兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (伊丹市 第 2873303420 号)
連絡先	電話番号 072-773-5770 F A X 番号 072-773-5771
メールアドレス	chienowa.c@outlook.jp
サービスを提供する実施地域※	宝塚市・伊丹市・川西市・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市北区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3. (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護支援業務を提供することを目的とする。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 1. 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行う。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスとの連携を図り、総合的かつ効果的な介護サービス計画が提供出来るよう努める。 3. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類及びこれが特定の居宅サービス事業所に不当に偏りすることのないよう公平、中立に行う。 4. 利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に勤める。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名（主任介護支援専門員） 介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の従事者の管理及び 業務の管理を一元的に行います。

介護支援専門員 3名以上

主任介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員または主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たります。

(3) 営業時間

月曜から金曜 9:00~17:00

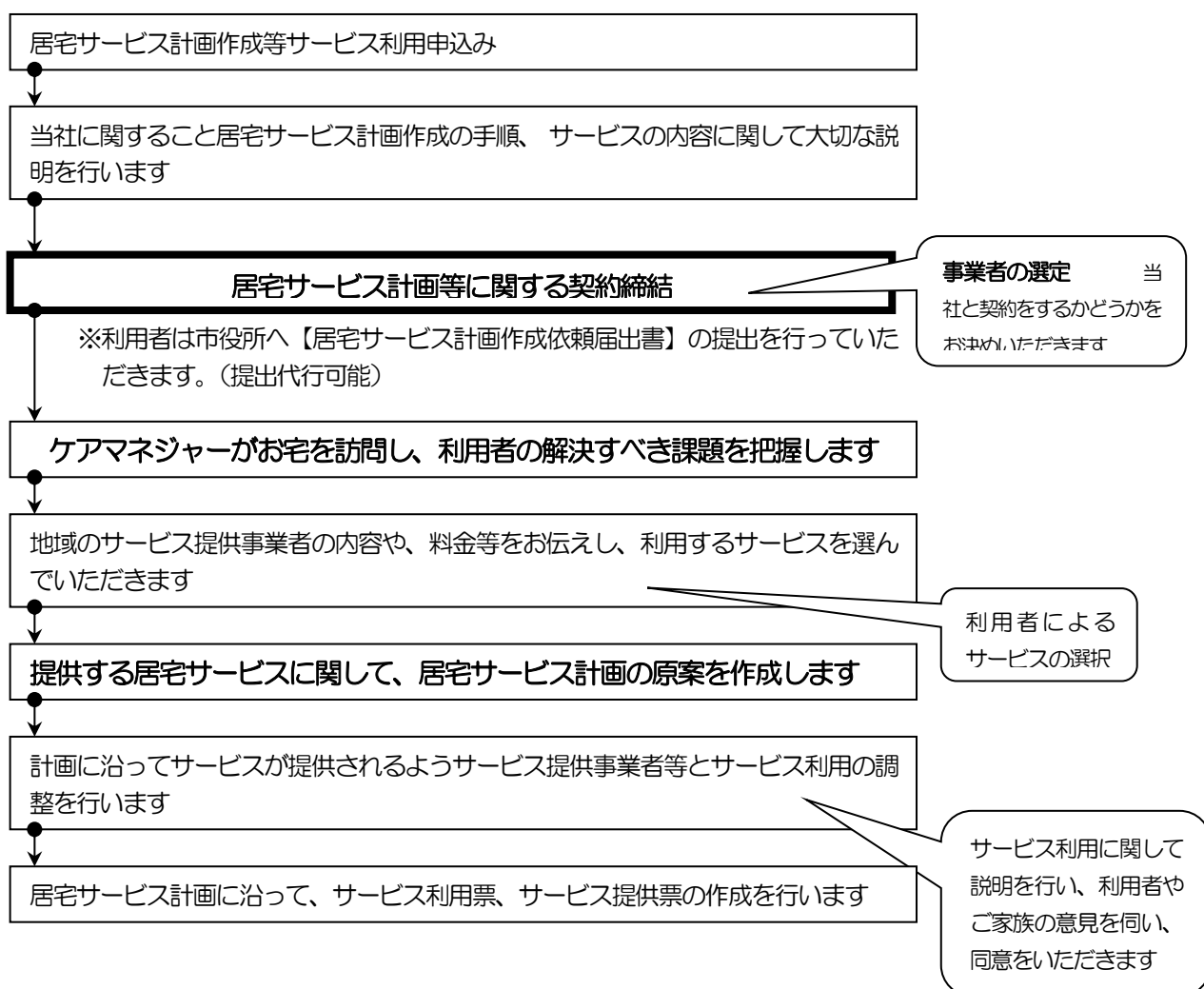
(土曜・日曜, お盆 (8/13~15), 年末年始 (12/29~1/3) は休業)

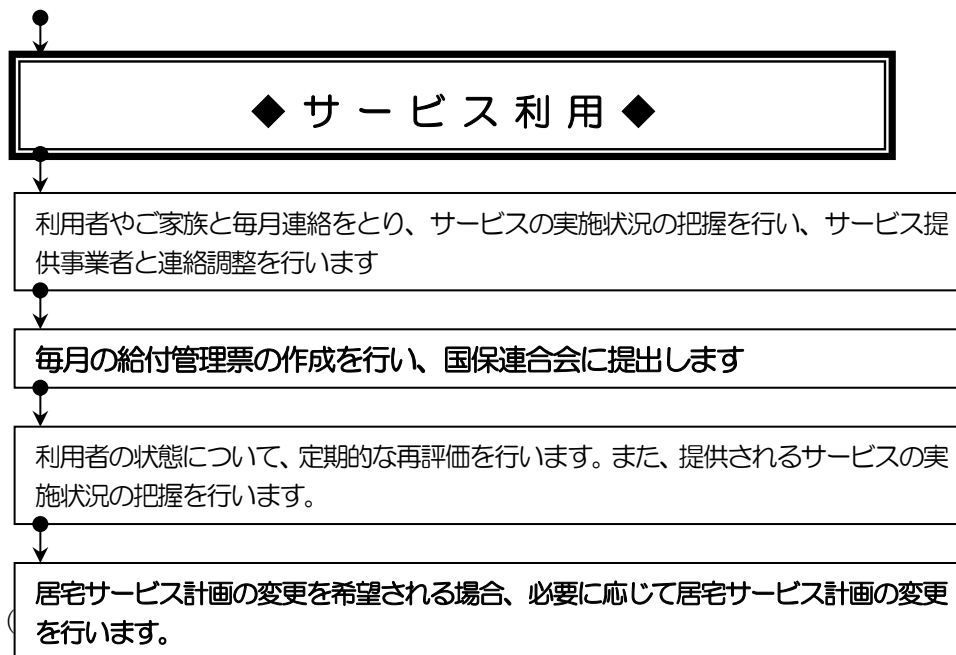
休日及び時間外は、転送電話または担当介護支援専門員の個人携帯への連絡となります。(24時間連絡対応体制)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ





5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納などがある場合はこの限りではありません。

居宅介護支援の利用料金表

5級地 10.70円 小数点第一切り捨て

	取扱い件数区分	要介護度	単位数	利用料金
居宅介護支援費 (Ⅰ)	居宅介護支援費(i) 取扱い件数 45 件未 満	要介護 1.2	1,086	11,620円
		要介護 3.4.5	1,411	15,097円
	居宅介護支援費(ii) 取扱い件数 50 件以 上 60 件未満	要介護 1.2	544	5,820円
		要介護 3.4.5	704	7,532円
	居宅介護支援費(iii) 取扱い件数 60 件以 上	要介護 1.2	326	3,488円
		要介護 3.4.5	422	4,515円
居宅介護支援費 (Ⅱ)	居宅介護支援費(i) 取扱い件数 45 件未 満	要介護 1.2	1,086	11,620円
		要介護 3.4.5	1,411	15,097円
	居宅介護支援費(ii)	要介護 1.2	527	5,638円

	取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	要介護3.4.5	683	7,308 円
	居宅介護支援費(Ⅲ) 取り扱い件数 60 件以上	要介護1.2	316	3,381 円
		要介護3.4.5	410	4,387 円

加 算	内 容 ・ 回 数 等	単位数	利用料金
初 回 加 算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	300	3,000 円
入院時情報連携加算Ⅰ	病院または診療所に入院した日のうちに、病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)	250	2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)	200	2,000 円
退院退所加算 (Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅱ)イ(Ⅱ)ロ(Ⅲ)	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。		
退院・退所加算(Ⅰ)イ	(Ⅰ)イ 連携1回	450	4,500 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)	600	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	(Ⅱ)イ 連携2回以上	600	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)	750	7,500 円
退院・退所加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)	900	9,000 円
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況などの必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合(一月につき)	50	500 円

特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(A)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	100	1,000円
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	519	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	421	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	323	3,230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員と非常勤の介護支援専門員それぞれ1人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	114	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	125	1,250円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	400	4,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	200	2,000 円
-----------------	---	-----	---------

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6. 指定居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 居宅介護支援提供に際し利用者またはその家族は当事業所に対して、複数の『指定居宅サービス事業者』の紹介を求めることができます。また、当該『指定居宅サービス事業者』をケアプランに位置づけた理由を説明するよう求めることもできます。
当事業所は複数の『指定居宅サービス事業者』を公平中立の立場でご紹介いたします。また、ご紹介する『指定サービス事業者』をケアプランに位置づけた理由についてもご説明いたします。
- (4) 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。
- (5) 利用者が入院した際、利用者、家族より当該病院へ担当介護支援専門員の所属事業所と氏名を通知することが義務付けられています。利用者が入院された場合は病院関係者に上記をお伝えいただくとともに、当事業所にもご連絡下さい。
- (6) 前6月間に作成したケアプランにおける利用割合等に関して、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

対象期間 令和5年9月1日～令和6年2月末日（少数点第一以下切り捨て）

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 44%
通所介護 37%
地域密着型通所介護 10%
福祉用具貸与 71%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ちえの和ヘルパーステーション 13%	ぐろ〜りあヘルパーステーション 8%	ヘルパーステーション結思 8%
通所介護	LETS倶楽部 11%	いきいき倶楽部 9%	こころリハビリセンター宝塚南 8%
地域密着型通所介護	アップデイサービス瑞ヶ丘 21%	リハビリデイサービススミカ 16%	そら新伊丹 9%
福祉用具貸与	株式会社タカプラ 18%	介護ショップひまわり 12%	介護ショップゆずりは 12%

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話番号 072-773-5770 FAX番号 072-773-5771

対応時間 営業時間内

相談責任者 渡部 純子

- (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・伊丹市役所相談窓口（介護保険課）

電話番号 072-784-8037
対応時間 平日 9:00～17:30
・兵庫県国民健康保険団体連合会介護福祉課 介護保険係 苦情相談窓口
電話番号 078-332-5617
対応時間 平日 9:00～17:00

9. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社 福祉ステーション ちえの和
所在地 兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6
電話 072-773-5770
代表者名 代表取締役 黒田 千恵子
事業内容 訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・
相談支援事業所・訪問介護ステーション

10. 守秘義務

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について、事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に対する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について、事業者は利用者から契約時に「個人情報に関する同意書」の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。事業者は、利用者及びその家族情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 磯野 寿子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止等に関する事項

事業者は、事業所において感染症、新型インフルエンザ、食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症、新型インフルエンザ・食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症、新型インフルエンザ・食中毒の予防及びまん延防止のための指針や個別対策マニュアル作成し整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
- (4) 事業所は次の通り衛生管理等の責任者を定めます。管理者 磯野 寿子

13. 業務継続計画の策定等について（BCP）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 事業所は次の通り業務継続計画の策定等について責任者を定めます。
管理者 磯野 寿子

14. ハラスメント対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、ご利用者及びその家族、当該職員、他事業所の方が対象となります。
- ② 事業所は委員会を設置しハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修や検討会を実施し現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- ⑤ 事業所は次の通りハラスメント対策責任者を定めます。
管理者 磯野 寿子

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

【事業者】

住 所 兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6
名 前 株式会社 福祉ステーションちえの和
代 表 者 代表取締役 黒田 千恵子

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所所在地 兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6
名 称 ちえの和ケアプランセンター
管理者 磯野 寿子
説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名

個人情報に関する同意書

このたび、居宅介護支援を利用するにあたり、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いることについて同意いたします。

利用者

氏 名

個人情報の利用目的について

_____ 殿

当社が保有する個人情報については、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

個人情報の利用目的につきましては、事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために用いらさせていただきます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

兵庫県伊丹市鴻池 5-6-6

株式会社福祉ステーションちえの和

ちえの和ケアプランセンター

電話番号 072-773-5770